

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処 分 庁

[Redacted]

審査請求人が、平成27年9月10日付け及び同年10月20日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成27年7月24日付け第 [Redacted] 号及び同日付け第 [Redacted] 号で行った保護変更決定処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく平成27年7月24日付け第 号の保護変更決定処分（以下「本件変更決定1」という。）の取り消し並びに同日付け第 号の保護変更決定処分（以下「本件変更決定2」という。）の取り消し及び本件変更決定2につき再度正式な金額の通知を求めるものと解される。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件変更決定1の理由の要旨

保護変更決定通知書記載の決定金額の根拠は明らかでなく、また根拠や、内容説明もない。また、分割支払いの協議もない。行政の恣意的な決定であり、根拠も示されず、また、説明や弁明の機会も与えられていない。

##### (2) 本件変更決定2の理由の要旨

常用見込み収入額が適切ではなく、根拠も示されていない。この決定に際し、一切の法的根拠のある説明がなされていない。ケースワーカーによるパワーハラスメントを受けたうえでの処分であるため取り消し、正確な見込み収入を再度決定するよう求める。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成27年7月24日付けで、処分庁は請求人に対し、「1. 請求人の常用収入是正(7月分) ◆ 過支給額は78,020円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成27年8月分に13,003円収入充当します。平成27年9月分に13,003円収入充当します。平成27年10月分に13,003円収入充当します。平成27年11月分に13,003円収入充当します。平成27年12月分に13,003円収入充当します。平成28年1月分に13,005円収入充当します。」との理由により、本件変更決定1を行ったこと。

(2) 平成27年7月24日付けで、処分庁は請求人に対し、「1. 請求人の常用収入見込」との理由により、同年8月分保護費を生活扶助48,277円、住宅扶助30,400円、合計78,677円とする本件変更決定2を行ったこと。

(3) 平成27年11月11日付けで、処分庁が審査庁に対して提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

### ア 本件変更決定に至る経過

(ア) 平成21年9月1日 請求人は、処分庁に対して法に基づく保護の開始申請を行った。

(イ) 平成21年9月8日 処分庁は、請求人に対する保護の開始決定を行い、請求人の長男（以下「長男」という。）の2人世帯として申請日に遡り保護を開始した。

(ウ) 平成27年6月16日 請求人より処分庁に対し、長男に係る世帯変動届が提出され、同月20日にA市へと転居した。

(エ) 平成27年6月17日 処分庁は、請求人の同年7月分の収入充当の見込額を、6,260円と決定し、同年6月24日付けで請求人に通知した。

(オ) 平成27年6月30日 長男の転出により過支給となる長男に係る同月21日以降の同月分生活費については、法第80条の規定に基づき返還が免除となること及び既払いの長男の同年7月分の生活費については次回支給月以後の収入充当額として計上していくことを電話で説明した。

(カ) 平成27年7月23日 長男の転出により過支給となる長男に係る同年6月21日以降の同月分生活費について、法第80条の規定に基づき返還を免除すると決定した。

処分庁は、①長男の転出に伴い請求人が返還すべき同年7月分の最低生活費の過支給額として56,400円、②同月分の収入充当額の是正として21,620円の合計額78,020円を同年8月以後の6箇月にわたって分割し、収入充当額として計上すると決定した。（本件変更決定1）

処分庁は、請求人の同月分の収入充当額を、18,880円と決定し、本件変更決定1において決定した同月分の収入充当額13,003円とあわせ、合計額31,883円を収入充当額とする<sub>と</sub>決定した。（本件変更決定2）

以上あわせて、同年7月24日付けで請求人に通知した。

(キ) 平成27年9月17日 同年8月分の常用収入是正により18,880円を同年9月に追給支給すると決定し、同月25日付けで請求人に通知した。

イ 弁明の理由

(ア) 本件変更決定1については、長男の転出により最低生活費及び収入充当額の認定を変更すべき事由が事後に明らかになったため、変更決定を行い、翌月以降の収入充当額として決定したものである。厚生労働省社会・援護局長通知第10の2の(8)より、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとある。また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-3より、事情に応じて、1回又は数回に分割して当該返納額を収入充当額として計上すべきとある。さらに、上記アの(オ)で述べたとおり、平成27年6月30日に処分庁は、請求人に本件変更決定1について電話で説明をしている。

(イ) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の2に、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上

の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」とある。

本件変更決定2については、収入の前3箇月間（平成27年5月から同年7月）における収入額を標準として定めた額により決定を行ったものである。また、上記アの（キ）で述べたとおり同年9月17日に請求人の同年8月分の常用収入是正を行い、是正額18,880円を既に追加支給している。

(ウ) 以上により、本件各決定には、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

(4) 弁明書と同時に審査庁に提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成27年6月16日付け同年5月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入24,900円、実費控除2,640円、基礎控除16,000円、認定額6,260円』、扶助額決定欄『5月分支給額合計100円、6月分支給額合計160,700円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入是正（5月分）◆追給支給額は100円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成27年5月分生活扶助100円を次回定例支給日に支給します。』」との趣旨の記載があること。

イ 第 [ ] 号と記載された保護決定（変更）通知書（控）には、「5月分支給・追給額 合計100円 保護の変更の時期 平成27年5月1日 保護を変更した理由 1. 請求人の常用収入是正（5月分） ◆支給額は100円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。 平成27年5月分生活扶

助100円を次回定例支給日に支給します。」との趣旨の記載があること。

ウ 平成27年6月16日付け同月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入41,500円、実費控除4,400円、基礎控除17,600円、認定額19,500円』、扶助額決定欄『7月分収入充当額13,140円、6月分支給額合計13,140円、7月分支給額合計134,320円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入是正(6月分) ◆過支給額は13,140円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成27年7月分に13,140円収入充当します。』」との趣旨の記載があること。

エ 第 号と記載された保護決定(変更)通知書(控)には、「保護の変更の時期 平成27年6月1日 保護を変更した理由 1. 請求人の常用収入是正(6月分) ◆過支給額は13,140円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成27年7月分に13,140円収入充当します。」との趣旨の記載があること。

オ 平成27年6月16日付け同年7月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入24,900円、実費控除2,640円、基礎控除16,000円、認定額6,260円』、扶助額決定欄『7月分収入充当額13,140円、7月分支給額合計147,560円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入見込(7月分)』」との趣旨の記載があること。

カ 第 号と記載された保護決定(変更)通知書(控)には、「7月分以降支給額 合計147,560円 保護の変更の時期 平成27年7月1日 保護を変更した理

由 1. 請求人の常用収入見込（7月分）」との趣旨の記載があること。

キ 平成27年7月22日付け同年6月21日付け適用の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入41,500円、実費控除4,400円、基礎控除17,600円、認定額19,500円』、扶助額決定欄『6月分支給額合計-18,800円、7月分支給額合計91,060円』、開廃等の理由・通知案『1. 長男の転出による。◆過支給額は18,800円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。法80条により18,800円返納を免除します。』」との趣旨の記載があること。

ク 第 [REDACTED] 号と記載された保護決定（変更）通知書（控）には、「保護の変更の時期 平成27年6月21日 保護を変更した理由 1. 長男の転出による。◆過支給額は18,800円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。法80条により18,800円返納を免除します。」との趣旨の記載があること。

ケ 平成27年7月22日付け同月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入49,800円、実費控除3,520円、基礎控除18,400円、認定額27,880円』、扶助額決定欄『8月分収入充当額13,003円、7月分支給額合計-78,020円、8月分支給額合計69,677円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入是正（7月分）◆過支給額は78,020円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成27年8月分に13,003円収入充当します。同年9月分に13,003円収入充当します。同年10月分に13,003円収入充当します。同年11月分に13,003



円収入充当します。同年12月分に13,003円収入充当します。平成28年1月分に13,005円収入充当します。』との趣旨の記載があること。

コ 平成27年7月22日付け同年8月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入40,000円、実費控除3,520円、基礎控除17,600円、認定額18,880円』、扶助額決定欄『8月分収入充当額13,003円、8月分支給額合計78,677円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入見込』」との趣旨の記載があること。

サ 平成27年9月15日付け同年8月分の保護決定調書には、「収入充当内訳欄『常用収入8,300円、実費控除880円、基礎控除7,420円、認定額0円』、扶助額決定欄『8月分支給額合計18,880円、9月分支給額合計110,560円』、開廃等の理由・通知案『1. 請求人の常用収入是正(8月分) ◆追給支給額は18,880円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。同年8月分生活扶助18,880円を次回定例支給日に支給します。』」との趣旨の記載があること。

シ 第 号と記載された保護決定(変更)通知書(控)には、「8月分支給・追給額合計18,880円 保護の変更の時期 平成27年8月1日 保護を変更した理由 1. 請求人の常用収入是正(8月分) ◆支給額は18,880円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。同月分生活扶助18,880円を次回定例支給日に支給します。」との趣旨の記載があること。

ス ケース記録票には、次の趣旨の記載があること。

(ア) 平成27年6月29日付けのケース記録票には、「<請求人に架電> (中略) 請求人いわく、長男は予定通り20日に転居し住民票の異動等はすませたとのこと。」との記載があること。

(イ) 平成27年6月30日付けのケース記録票には、「<請求人に架電> 長男が20日に転出したことにより世帯員減となり、保護費が変更になる事を説明する。6月支給分は法第80条に基づき免除とし、7月分(既に計算済みで口座振込み)については、返納の必要があることを説明する。

請求人は長男の転出による保護費変更と7月分については一部を返さなくてはならないことについては分かったとの返事であった。」との記載があること。

(ウ) 平成27年7月1日付けのケース記録票には、「<転出による世帯員減> 長男は、(中略) 同年6月20日に、(中略) 自費転居した。そのため、同月21日付けで長男を廃止とする。

・同月分保護費(18,800円)は法第80条により免除し、同年7月分保護費(78,020円)は同年8月分以降に収入充当する。」との記載があること。

(エ) 平成27年9月15日付けのケース記録票には、「<請求人の常用収入の削除について> 請求人は、(中略) 同年8月末日に退職した。また、同月での出勤日は0日とのこと。そのため、同年7月分の給与申告が最終となり、同年9月1日付けで常用収入を削除する。」との記載があること。

セ 請求人からの収入申告書(以下「収入申告書」という。)及びB社からの支給明細書(以下「B社明細書」という。)には、次

の趣旨の記載があること。

(ア) 平成27年6月4日付けで請求人が処分庁に対して提出した収入申告書及びB社明細書にはそれぞれ、「収入申告書 就労日数5日、収入額41,500円、必要経費4,400円」、「支給明細書 給与平成27年5月分 銀行振込額41,500円」との趣旨の記載があること。

(イ) 平成27年7月13日に処分庁が受理した収入申告書及びB社明細書にはそれぞれ、「収入申告書 就労日数4日、収入額33,200円、必要経費 交通費3,520円」、「支給明細書 給与平成27年6月分 銀行振込額49,800円」との趣旨の記載があること。

(ウ) 平成27年9月9日に処分庁が受理した収入申告書及びB社明細書にはそれぞれ、「収入申告書 就労日数1日、収入額8,300円、必要経費880円」、「支給明細書 給与平成27年7月分 銀行振込額8,300円」との趣旨の記載があること。

(エ) 平成27年9月9日に処分庁が受理した同月7日付けの請求人の記名がある文書には、「体調不良のため、平成27年8月末日にB社を退職した。(中略)仕事を続けて行くことは困難と判断し、退職した。今後は通院を続けながら、自宅で療養していきたいと思っている。8月の出勤日は0日である。」との趣旨の記載があること。

ソ 平成27年7月13日に処分庁が受理した長男からの収入申告書及びC社からの給与支払明細書にはそれぞれ、「収入申告書平成27年5月 就労日数8日、収入額31,492円、必要経

費 4,360円」、「収入申告書 平成27年6月 就労日数8日、収入額29,845円、必要経費3,120円」、「給与支払明細書 平成27年5月給与 総支給額31,492円、控除計157円 差引支給額31,335円」、「給与支払明細書 平成27年6月給与 総支給額31,492円、控除計157円 差引支給額31,335円」との趣旨の記載があること。

(5) 平成28年2月26日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書には次の趣旨の記載があること。

ア 弁明書の「ア 本件変更決定に至る経過」(以下「決定経過」という。)についての認否

(ア) 決定経過の(ア)乃至(ウ)は、認める。

(イ) 決定経過の(エ)は、否認する。

請求人はこのような通知は知らないし、6,260円が何か、何を計算したら6,260円となったのか、全く分からない。

(ウ) 決定経過の(オ)は、平成27年6月30日ころの記述については、そもそも日本語として、「誰が」「誰に」電話で説明したのかが明らかではなく、認否し難い。

少なくとも請求人は、同日ころ、同月21日以降の保護費(長男分)が免除されること、一方、同年7月分の保護費(長男分)が収入充当されることについては、その金額がいくらかを含めて説明を受けた事実はない。

(エ) 決定経過の(カ)第一文については、不知。

決定経過の(カ)第二文及び第三文も、不知。

請求人は、①長男の転出に伴い請求人が返還すべき同年7月分の最低生活費の過支給額が56,400円であること、②同月分の収入充当額の是正が21,620円であることは、全く知らないし、知る余地もなかった。

決定経過の(カ)第四文は、同月24日付の書面を受領したことは認めるが、その書面には、結果として、過支給額は78,020円となることの記述があるのみで、この内容が何でどういう計算によって導き出された額かについて理解可能なものではなく、前記①及び②の通知とは認めがたい。

(オ) 決定経過の(キ)は、認める。

#### イ 弁明の理由に対する反論

(ア) 過支給の処理の運用について、保護手帳や問答集に記載のあることは争わないが、記載があり、これに基づく運用をすることと、その運用による決定を受給者が説明を求めているにもかかわらず、これを拒み、説明せずに行ってしまうということは別論であることは論を俟たない。

処分庁は、平成27年6月30日の電話連絡の主体をあえて記載せず、論点のすり替えを行っているが、請求人が繰り返し求めていた本件の問題点は、前述のとおり、処分庁が過支給の額やその内容について説明を拒み、請求人はなぜ78,020円が、保護支給日に支給された保護費から13,003円もの多額の金額が相殺引されているのか理解できず、これについて説明を求めても十分な説明もないまま、これを6か月間強行したことの適否であることは、くれぐれも強調しておきたい。

(イ) この点について、平成27年12月22日、請求人は本件審査請求代理人弁護士に相談し、同弁護士から直接処分庁に確認

し、78,020円の内訳について説明することを求め、且つ、その説明もなしに、運用上認められているからという理由で保護費天引きを実施し続けるのは問題ではないかという申入れとともに、改めて担当ケースワーカーであるD氏を求め電話をかけたところ、驚くべきことに、電話に出た際に「D」と名乗りつつ、弁護士が申入れを伝えたところ、「Dは不在です。」という嘘をついた。弁護士が「Dさんですよね？」と尋ねても言を左右に電話保留を繰り返す始末で、この際にも、78,020円の内訳について説明を行うことがなかった。

その後、電話対応にあたったEスーパーバイザーも、請求人に説明済みである、と繰り返すばかりで、説明することはしなかった。

(ウ) 見込み収入認定額の計算について

請求人の理解では、処分庁による収入認定額の計算が著しく杜撰であり、計算間違いがあるのではないかと考えているが、そもそも処分庁が収入見込み認定額に用いた金額が不明なため、その検算さえ行えない。

改めて、請求人の世帯に対する見込み収入認定額の計算一覧（前3カ月程度における収入額を標準として定めた額等の計算に用いた額と導き出された収入充当額の計算方法の全て）を明らかにするよう求める。

(6) 平成28年6月22日に実施された口頭意見陳述において、請求人が次の趣旨の陳述を行ったこと。

ア 生活保護費の計算が非常に分かりにくい部分があって、それに対して、請求人が何度も何度も計算をしてどうしても分からない部分について、処分庁に説明を求めるのであるが、その説明が受

けられないまま収入認定などの決定がなされているという状況についての不服の申し立てということになる。

具体的には、27年の4月、5月頃からの受給の内容についてである。

当時は世帯におられた長男が「転出する」という経緯があったのと、当時、請求人は一定職業の給与を得られていたので、それについての収入認定をめぐるやり取りということになるかと思う。

イ 平成27年5月の給与明細の提出が遅れたため、4月の給与をそのまま6月の見込み収入にしたため、6月の見込み収入は6,260円というところで、この弁明書に書いてある6,260円はこれかと思われる。

6月に提出した5月の給与明細で計算すれば、認定額は19,500円。差額は13,240円であるが、5月の、そのまま複写にすれば100円、24,900円が実際の給料だったのであるが、処分庁が聞き取られたのが25,000円だったので、100円の誤差が出るということで計算。100円を引いた13,140円が収入充当として引かれ、7月の保護費が134,320円を保護費としていただいている。

ウ 7月の保護費が6月に転居した長男と二人分の計算でしているため、134,320円になったと思われる。

これはあくまでも請求人が計算して出した数字なので説明は受けてはいないのであるが、7月の、本来転居した後なので、本来であれば請求人本人の一人だけの保護費の91,060円であるはずだと思う。その差額が43,260円になるのである、過支給が発生している。

でも、保護弁明書のところには「56,400円」と書かれていて、それはなぜかと計算して辿っていくと、7月の保護費を取

入認定が13,140円を引く前の147,460円から、一人分の91,060円引くと56,400円という数字になって合致しているということで「数字が一致したな」ということが分かったのであるが、この計算が147,460円でなされるべきなのか、収入認定をされた後の134,320円で計算されるべきなのか。それが少し分からないので確認させていただきたいというか、そういう希望がある。

この計算は後から計算の方法を教えてもらって、請求人で自己開示をして保護費決定の調書に基づいて計算したので、処分庁からの説明はなかった。

「それについて説明を求めたい」という気持ちはある。これはあくまでも請求人が計算して予測で出した数字であって、処分庁から説明を受けた数字ではないので、どのような計算をなされたかということ、本当はこの「経緯の説明」が欲しかった。それだけのことだったのであるが、返答がもらえなくてここまで来てしまったような状況になっている。

エ 7月の収入認定の交通費が、今回の自己開示で調書を調べることによって間違いが出ていることに気づいた。

27年7月22日付で作成されている保護決定調書を今見ている。

この常用収入が49,800円、これは日給8,300円の6日分に当たるのであるが、実際の交通費は1日880円で、6日分となると5,280円となるのであるが、これではなぜか4日分の3,520円しか書かれていないということで、誤差が1,760円、多めに引かれてしまっている状況だと思う。

どのような計算でこうなったのかも説明を受けておらず、請求人がこの調書を見て初めて気がついたことである。

これも確認してもらって、間違いがあるのかどうかという確認をしてもらいたいと思っている。



仮定として、処分庁が計算した通りで「27,880円」と仮定をして6,260円を引けば、決定経過の(カ)にある②の7月の収入充当額の定義が、訂正が21,620円となり合致するというので、ここで合致するということが請求人は分かったのであるが、処分庁からの説明は受けてないので、正しいかどうかは不明である。

7月の見込み収入は6月の給与明細で計算せずに、なぜか5月の給与明細で計算して、6,260円にしたのが不明である。

オ いつも見込み収入が前日だったり、何か根拠が分からない金額が多くあることに、今回請求人で調べて分かったのである。

例えば4月の給与明細に基づいて、5月の収入見込みとするのは理解できるが、なぜ7月の収入見込みが6月の給与明細ではなく、4月、5月の給与明細で計算されているのかが疑問に感じる。

また8月、9月になると全く給与と関係しない「40,000円」という金額を収入見込にしているのが不明である。

でも交通費は4日分の3,520円になっている。4日分の「3,520円」と交通費を書くのであれば、給与も4日分の33,200円とするべきであり、「40,000円」とした根拠は全く分からない。

前月の給与でもなく、過去3カ月の給与から計算された訳でもなく、1か月時点の給与から計算された額でもなく、この「40,000円」という金額がなぜ決められたのかが全く分からない。

給与は1日8,300円なので、「40,000円」という金額は全く結びつかない。

カ 弁明書にあるイ弁明の理由に「電話で連絡している」とあるが、「長男の引っ越しに伴う過支給が発生する」とは聞いてい

た。でも金額がいくらになるか、返済額などの連絡等の具体的な話は全くなかった。

過去に過支給があったときには、「返済計画書」という「いくら過支給があった。可能な返済額の希望を聞かせてほしい」という書類をいただいたことがあるのだが、その書類さえも受け取ったことがない。

なぜ過支給が78,020円なのか。計算して説明をしてくれれば、可能な返済額を考慮してくれれば、今回の審査請求のお願いにこうして来ることもなかったと思う。

今となつては、言ったか言わないかという証拠もないし、とりとめのない問題になっているし、処分庁が言うように法に触れないことなのかもしれないが、どのような計算で出された金額なのか、なぜ返済額を考慮してもらえなかったのか。ただ請求人はそれが知りたかっただけである。

その説明をずっと受けることができないままである。

キ 過去の話になるが、担当のD氏が自宅訪問のときに、そのとき長男の引っ越しが控えていたのであるが、長男の引っ越しのこと、請求人の体調のことなどを話したい、相談したいことがあって、話ができるものと待っていたのであるが、「次の訪問が控えているから」ということで一方的に帰ってしまい、玄関にすら入ってくれなかったことがあった。

今回の件で請求人が困窮しているということを話しても、「決まったことだから」という返答しかしてもらえず、救済できる方法を考えたり、調べようとする努力もしてくれなかった。

「返済額が大きくて苦しい」と訴えているのに、D氏は追い打ちをかけるように「一時貸付金」があると、更に請求人に借金の提案をしたことは忘れることはできない。

D氏は「折り返し連絡する」と言って連絡しないなど、約束を守らないことが多くあった。

ときには、本人がいるのに居留守を使ったり、一方的に電話を切られたこともある。

ケ 12月に請求人代理人に相談することになり、保護費から一方的に13,003円を引かないようにと処分庁をお願いしていただいたのであるが、聞き入れてもらうことはできなかった。

「保護費は窓口で支給するから取りに来るように」と言われたので、それは請求人代理人もきちんと確認していただいているのであるが、10日に行くと「銀行に振り込みだ」と今度は話を変えて言われてしまったので、結局保護費は窓口で受け取ることはできず、13,003円を引かれた保護費を、結局振り込みでいただいたということになってしまったのである。

処分庁とは窓口で請求人代理人に間に入ってもらって、解決に向けて話し合いを進めていきたいと思っていたのであるが、結局実現することはなく、平成28年4月に過支給の返済は終わってしまったのである。

ケ 発達障害の長男のサポート、命もぎりぎりの48,000円だったので生活も、処分庁の担当者と良好な関係が築けず、持病のパニック発作、過去の手術の後遺症が発症し、仕事も8月末で退社することになった。

好きな仕事を辞めたことはとてもつらいことであったが、退社することによって見込み収入は引かれなくなる。8月、9月、苦しい時期を過ぎてようやく少し余裕を持って生活することができるようになり、今は収入もなく保護費が一定になったので、逆に不安もなく生活もしている。

コ ですが今年も同じ担当のD氏になってしまったということで、もう以前のような高圧的な態度はとらなくなって、傾聴もしてもらえるようになったのであるが、今後就職活動をして就職が決

まったとき、そして保護から自立するときを考えると不安が残る。

請求人で保護費を計算して分かったことは、見込み収入に根拠がないこと、交通費など細かなことであるが間違いが存在していること、就職も決まり収入を得るようになったときに正確な計算をしてもらえるのか、自立を考えたとき、生活に変化が出たときに保護費がどうなるのか、保護の仕組みや制度の内容を分かりやすく教えてもらえるのか心配である。

今後就職し、安心して自立に向けて進みたいということが請求人の一番の希望なのであるが、まだ体調も不安定なことも多く、就職することで、また今回のようなことが起こるのではないかという不安で、今は将来のことを全く考えることができない。

サ 27年の8月の見込み収入額は、40,000円。

平成27年9月の見込み収入額は40,000円である。

8月に実際に就労して、得られた賃金、給料は、7月の給与明細を渡した額が、1日就労したので8,300円で、交通費が880円になる。

9月に実際に得られた収入というのは、9月は就労して得た収入はない。

先ほどあったように、8月末で退社することになってしまったということである。

そうすると、収入は入ってないけれども、見込み収入充当額として、40,000円。各40,000円の認定がされていると。こういうことである。

それから、本決定にかかる審査請求にかかる決定というのは、27年8月に13,003円の収入充当がなされているということである。

保護費の過支給の分割の分で。

27年9月にも、13,003円の収入充当がなされたという

ことである。

シ 27年8月、9月の生活はとても苦しかった。

とても暑い時期だったので、長男も健常者ではないので、役所の手続き、現在、就労支援移行施設に通っているのであるが、その手続きなどに、やはり度々付き添いで行くこともあったので、請求人だけの生活だけではなく交通費等もいろいろかさんでいたので、本当にぎりぎりの生活で、よく生きてきたなというのは実感している。

それから先ほどの話にもあったが、少し話が、皮肉というか、仕事をしていたときの保護費の計算が分からなくて、先ほど言ったような、実際の仕事・生活ぶりについてはなかなか考慮していただけないということで大変だったと。病気が悪化して、退社して、就労を辞めたことによって余裕を持って生活をできると。こういう状況になったということである。

ス 少し先ほどの説明の補足になるのであるが、本来であれば、7月の給与明細で8月を計算するので、8,300円引く交通費880円の収入認定がなされるべきなのに、その40,000円で計算した収入認定から18,880円が引かれたのであるが、それは9月に戻ってくる。

だから8月、9月と同じ金額だったのであるが、48,277円が。これに本当ならば、9月の保護費は18,880円が足された金額なのにも関わらず、9月も同じ48,277円と。その18,880円は8月、9月とまとめた分を、10月に保護費と合わせていただいたということなのである。

だから、どうしてその8月の計算が9月にされなかったのか。2カ月間もこの48,277円の生活を強いられたという理由も聞いていないということである。

セ 今の点の不安というのが払しょくされないと、請求人としては、就労自立に向けて頑張りたいと思っているけれども、その自立のことを考えると、なかなか一歩踏み出せなかったりするということである。

また同じようなその説明・計算が分からなくなって、その説明を求めても説明をしてもらえないと。あるいは2カ月後、3カ月後に帳尻合わせに保護費が支給されても、その8月、9月の生活事態は非常に苦しいということが続くのであれば、やはり就労を躊躇せざるを得ないという気持ちになると、こういうことである。

根拠に基づいた見込み収入であれば請求人も納得できるのであるが、何の根拠もなく、説明もなく決定されて引かれたというのには、やはり疑問を感じて説明を受けたいと思っている。

## 2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条によりこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならないと定めている。

(2) 法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）が定めている。

(3) 次官通知第8の2では、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と定めている。

次官通知第8の3の(1)のアの(ア)では、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と定めている。

次官通知第8の3の(4)では、勤労に伴う必要経費として、勤労収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として基礎控除額を認定する旨定めている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。)の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)の工によるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と定めている。

- (5) 問答集問13-3「(問)局第10の2の(8)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないか。」について「(答)事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」と記している。
- (6) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。(以下略)」と規定し、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されている。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものであると解されている。そして、理由提示の要件を欠いた違法な処分は取消しを免れないものとされている。(最高裁判決平成23年6月7日平成21年(行ヒ)第91号)
- (7) 本件についてみると、前記第2の1の(1)及び(2)の認定事実のとおり、処分庁は、平成27年7月24日付けで、長男の転出に伴い請求人が返還すべき同月分の最低生活費の過支給額56,400円と同月分の収入充当額の是正として21,620円の合計額78,020円を同年8月から平



成28年1月まで計6回、各月約13,000円ずつ保護費から差し引く本件変更決定1を行ったことが認められる。

また、同年8月分の収入充当額を18,880円と決定し、本件変更決定1において決定した同月分の収入充当額13,003円とあわせ、合計額31,883円を収入充当額とし、結果、同月分の生活扶助費を48,277円とする本件変更決定2を行ったことが認められる。

処分庁は、本件変更決定1について事前に電話で説明していたこと、本件変更決定2について、収入の前3箇月間における収入額を標準として定めた額により決定を行ったと主張する。

しかしながら、本件変更決定1通知書の理由には、請求人の常用収入是正とあるのみで、78,020円の過支給額が発生した理由の具体的な記載が一切なく、前記(6)に照らし、理由の提示が不十分であるといわざるを得ない。

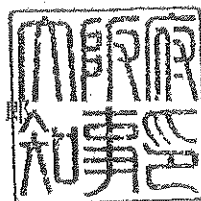
また、返納額を収入充当し最低生活費を減額する場合、前記(5)に記載のとおり「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」とされているが、処分庁が請求人の事情を踏まえた検討を行った事実は認められず、その手続に不当な点が認められる。

以上のことから、本件変更決定1について、違法又は不当な点があるといわざるを得ず、また、本件変更決定1の適法性を前提としてなされた本件変更決定2のいずれについても取消を免れない。

以上の理由により、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年2月27日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。